

○財務省告示第二百二十三号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、  
平成二十六年三月十四日に発行した利付国債の発  
行条件等を次のとおり告示する。  
平成二十六年四月八日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号  
利付国庫債券（二十年）（第一百  
三回、第一百十四回、第一百十七回、  
第一百十九回、第一百二十二回、第  
百二十三回、第二百二十四回、第  
百二十五回、第二百二十六回、第  
百三十一回、第三百三十二回、第  
百三十七回及び第三百四十四回）、  
利付国庫債券（三十年）（第四  
回、第十回、第十三回、第十四  
回、第十五回、第十七回、第十  
八回、第二十一回、第二十二回、  
第二十三回、第二十六回、第二  
十七回、第二十八回、第三十回、  
第三十二回、第三十四回、第三  
十五回及び第三十七回）及び利  
付国庫債券（四十年）（第四回及  
び第五回）

二 発行の根拠  
法律及びその  
の条項及びそ  
の振替法の適  
用等

三 特別会計に関する法律（平成十  
九年法律第二十三号）第四十七  
条  
社債、株式等の振替に関する法  
律（平成十三年法律第七十五号。  
以下「振替法」という。）の規定  
の適用を受けるものとし、その  
振替機関は日本銀行とする。

四	発行方法	五	募入決定の方法	六	発行額	七	払込金額	八	最低額面金額	九	振替単位の振替額	十	発行行の発行価格	十一	発行行の発行価格	十二	利率	十三	経過利率の払込み
---	------	---	---------	---	-----	---	------	---	--------	---	----------	---	----------	----	----------	----	----	----	----------

利回り格差（第十七号に規定する  
 る。値を競うに付して行われる入  
 じ。を競争に付して行われる入  
 札に よる発行の利率の差の  
 各申込みのからその応募額を順次  
 さいもかかる。その利率の差の  
 割り当てである。千九百十六億  
 額面金額で二千九百九十六億  
 三千万円（別表のとおり）  
 四千万円  
 五千万円

振替法の規定による振替口座簿  
 の記載又は記録は、最低額面金  
 額の整数倍の金額によるものと  
 する。二十六年度三月十四日  
 平成二年度とに、額面金額  
 発行対象国債ごと、額面金額  
 百円につき、次の算式により算  
 出した金額

$$\frac{100 + \text{表面利率} \times \text{残存年数}}{1 + \left( \frac{\text{第十七号に規定する利回り} + \text{募入利回り格差}}{100} \right) \times \text{残存年数}}$$

（別表のとおり）  
 は、募入決定の通知を受けた者  
 は、払込金額の追加、次の算

式により算出した額を払込  
 期日に行い込むものとする。  
 各発行対象国債の面利率の  
 総額×各発行対象国債の前  
 100×各発行対象国債の第  
 支規に於ける発行期日は、  
 日

利子

償還金の期限  
償還金の基  
入札の基  
準とすの  
各発行の  
象国債の  
利回り

(二)

発行時において、その子  
に係る所得が源泉徴収  
の座に記載又は振替  
の口座に記載又は  
に算出た、前記の  
金額に百分の二・三  
乗じた金額(以下「  
債を發行したとき  
債を發行したとき  
者による算出た、  
にあつては、前記  
に算出た、前記  
居住者又は居住者  
受けるべき所得  
金額)を控除する  
る。

第十号に規定する  
発行日以後の各  
期、  
と、  
算式により算出た  
う。ただし、算出た  
日。支払うべき、  
日に支払うべき、  
同日。支払うべき、  
各発行国債の額面金額

別表のとおり)に  
銘柄毎の基準に  
六三ヶ月の二日  
協会の発行した  
参考統計表に  
値の表に  
の単利回り  
平成一六年

$$\frac{\text{各発行国債の額面金額} \times \text{各発行}}{100} \times 1 \div 2$$

名称及び記号	利率（年）	償還期限	発行額 （額面金額）
（利付） （第二回） （二十年） （庫） （債） （券） （四）	二・〇％	平成十年四月二十二日	二十五億円
（利付） （第二回） （二十年） （庫） （債） （券） （三）	二・一％	平成十年四月二十二日	二百九十億円
（利付） （第二回） （二十年） （庫） （債） （券） （二）	一・八％	平成九年四月二十二日	百億円
（利付） （第二回） （二十年） （庫） （債） （券） （九）	一・八％	平成六年四月二十二日	十七億円
（利付） （第二回） （二十年） （庫） （債） （券） （七）	二・一％	平成三年四月二十二日	二十二億円
（利付） （第二回） （二十年） （庫） （債） （券） （四）	二・一％	平成十年四月二十一日	七十億円
（利付） （第二回） （二十年） （庫） （債） （券） （三）	二・一％	平成九年四月二十一日	二百三十三億円

（別表）

十八 元利金支  
十九 払場所  
十九 入札参加者  
二十 払込期日

三月十二日午前九時以前に訂正された場合には、訂正後の当該単利回りとする。  
日本銀行  
財務大臣から通知を受けた者  
平成二十六年三月十四日



（利付第三十年国库七回）	（利付第三十年国库五回）	（利付第三十年国库四回）	（利付第三十年国库二回）	（利付第三十年国库一回）	（利付第三十年国库八回）	（利付第三十年国库七回）	（利付第三十年国库六回）	（利付第三十年国库三回）	（利付第三十年国库二回）	（利付第三十年国库一回）	（利付第三十年国库八回）	（利付第三十年国库七回）
一・九%	二・〇%	二・二%	二・三%	二・三%	二・五%	二・五%	二・四%	二・五%	二・五%	二・三%	二・三%	二・四%
日年平 九成 月五 二十四	日年平 九成 月五 二十三	日年平 三成 月五 二十三	日年平 三成 月五 二十二	日年平 三成 月五 二十一	三平 月成 二五 十 日年	日年平 九成 月四 二十九	日年平 三成 月四 二十九	日年平 六成 月四 二十八	日年平 三成 月四 二十八	十年平 日十 成二 四月 二十七	日年平 三成 月四 二十七	十年平 日十 成二 四月 二十六
八十二億 円	二十億 円	五十億 円	五億 円	円二百 七十億	三十四 億 円	十五億 円	五億 円	二十五 億 円	五十億 円	百十億 円	五十億 円	五億 円

（（利 第四付 五十国 回年庫 ））債 券	（（利 第四付 四十国 回年庫 ））債 券
二 ・ 〇 %	二 ・ 二 %
日年平 三成 月六 二十 十四	日年平 三成 月六 二十 十三
六 十 七 億 円	三 十 二 億 円